

JAS法に基づくお米の表示

包装されたお米の表示制度



一括表示事項

1 名称
「うるち精米」(単に「精米」でも可)、「もち精米」、「玄米」又は「胚芽精米」と記載します。

2 原料玄米
検査証明を受けた原料玄米の産地、品種、産年を記載します。

3 内容量
内容量をキログラムまたはグラムで記載します。

4 精米年月日
精米は、精白した年月日を記載します。
玄米は、表示項目名を「調製年月日」に代え、調製した年月日を記載します。
また、異なる精米年月日のもの又は異なる調製年月日のものを混合した場合は、最も古い日付の年月日を記載します。

5 販売者
販売業者等の氏名又は名称、住所及び電話番号を記載します。

単一原料米

記載例

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 愛知県 コシヒカリ ○○年産		
内容量	5 Kg		
精米年月日	平成○○年○○月○○日		
販売者	東海農政米穀株式会社 名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL 052(223)4611		

【産地表示について】
産地は、国産品にあっては都道府県名を記載することになっていますが、証明された事実即ち、市町村名、その他一般的に知られている地名を記載することもできます。
【販売業者等について】
販売業者に代わり精米工場が表示することができます。この場合は、表示項目名を「精米工場」とします。

検査証明を受けた単一原料米の原料玄米欄
原料玄米欄に「単一原料米」と記載し、証明を受けた産地、品種及び産年を併記することが義務づけられています。

※産年と精米年月日は、記載箇所を明記することで、別の箇所に表示することができます。

「新米」の表示

検査証明を受けた原料玄米を使用し、生産年の12月31日までに容器に入れられ又は包装された玄米や生産年の12月31日までに精白され、容器に入れられ、又は包装された精米です。
※ 未検査米は表示できません。



記載例

「複数原料米」などブレンド米であること、更に国産品は「国内産」、輸入品は「原産国名」をその使用割合に併せて記載することが義務づけられています。

また、ブレンド米の内訳として括弧を付して、
①検査証明を受けた原料玄米を使用している場合は、その産地、品種及び産年の項目の全部又は一部をそれぞれに対応する使用割合を併せて記載することができます。
②未検査米を使用している場合には、産地、品種及び産年の表示はできませんが、「未検査米」と記載し、その使用割合を記載することはできません。ただし、米トレーサビリティ法に基づき伝達される産地を記載することができます。【例】○○県(産地未検査) ○割



産地、品種及び産年の表示

- 未検査米の強調表示は、【例】○○県産(産地未検査) 品種及び産年は表示できません。
- 検査証明を受けた原料玄米を使用している場合には、
①原料の使用割合が50%未満の場合は、その使用割合を産地、品種又は産年の文字のうち、最も大きな文字と同程度以上の大きさで表示します。
②原料の使用割合が50%以上の場合は、「ブレンド」等の文字を産地、品種又は産年の文字のうち、最も大きな文字と同程度以上の大きさで表示します。

ブレンド米 (複数原料米)

名称	精米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米			
	国内産			10割
	岐阜県	ハツシモ	○○年産	7割
	三重県	コシヒカリ	○○年産	2割
	未検査米			1割
内容量	10 Kg			
精米年月日	平成○○年○○月○○日			
販売者	東海農政米穀株式会社 名古屋市中区三の丸1-2-2 TEL 052(223)4611			

東海農政局 表示・規格課 TEL052-223-4611

【食品表示110番】

東海農政局 TEL052-223-4618 東海農政局豊橋地域センター TEL0532-38-9031

(独)農林水産消費安全技術センター名古屋センター TEL050-3481-6025 愛知県 TEL052-951-3893

東海農政局岐阜地域センター TEL058-271-4045 東海農政局高山地域センター TEL0577-32-1155 岐阜県 TEL058-272-8284

東海農政局津地域センター TEL059-229-4300 三重県 TEL059-224-2358